

6-(1)	発電用にも供しているボイラーの規制の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電気事業法 昭和40年7月1日40公局第566号 労働安全衛生法
要望の具体的内容	ボイラーの蒸気を発電用と工場用で併用している場合に、蒸気の半分以上を発電用に充当していても、当該ボイラーの適用法規を電気事業法ではなく労働安全衛生法にすべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>ボイラーの蒸気を発電用と工場用で併用する場合、昭和40年7月1日40公局第566号により、蒸気の半分以上を発電用に充当すれば、当該ボイラーは電気事業法の規制が適用される。半分以下の場合、当該ボイラーは労働安全衛生法の規制が適用される。そのため、これまで全量工場用に供給してきた蒸気を半分以上発電用として使用する場合、当該ボイラーは、労働安全衛生法の規制から電気事業法の規制の適用へと変更され、電気事業法の技術基準を満たすためにボイラーに改造が必要となる。これには多額の費用が発生するため、蒸気を発電用として使用するのを断念せざるを得ないケースが多い。</p> <p>他方、ボイラーの蒸気を発電用に使用し、発電後の抽気及び排気を全量工場用に使用する場合、2003年の見直しにより、一定の条件(ボイラーの最高使用圧力の制限等)を満たせば、当該ボイラーは労働安全衛生法の規制が適用される旨が示された(それまでは電気事業法の規制が適用)。本見直しは、ボイラー自体の安全性について、電気事業法の規制でも労働安全衛生法の規制でも同等の安全性が確保されるために行われたものである。</p> <p>そこで、ボイラーの蒸気の半分以上を発電用に充当していても、上記と同様の条件(ボイラーの最高使用圧力の制限等)を満たせば、当該ボイラーについては労働安全衛生法の規制を適用すべきである。これにより、小型蒸気発電機の導入が進むこととなる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

6-(2)	電気事業法における蒸気タービンに関する規制緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電気事業法47条1項、48条1項、 同法施行規則62条1項、63条1項、別表第2 同法施行令9条9項
要望の 具体的内容	電気事業法における工事計画の届出等は、汽力発電設備については、例えば300kW未満の場合は不要とすべきである。
規制の現状と 要望理由等	<p><規制の現状> 現状は、火力発電所のうち、ガスタービンを原動力とするものは1,000kW未満、内燃力を原動力とするものは10,000kW未満の場合、認可および工事の事前届出が不要である。 他方、汽力を原動力とするものは、蒸気タービンの設備容量に関わらず、0kWから電気事業法の規制対象になっている(施行規則別表第2、施行令9条9項)。</p> <p><要望理由> 電力の需給状況、エネルギーの有効利用等の観点から見ると、工場において、余剰蒸気を利用して蒸気タービンにより電力を発電することが有効と考えられる。しかし、300kW未満のタービンであっても電気事業法による規制対象となっているため、届出等の手続きが煩雑であり、検査等のコストとも相まってコストパフォーマンスが悪くなり、余剰蒸気の発電利用が阻害されている。 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会小型発電設備規制検討ワーキンググループ報告書(2010年1月)では、リスク評価等の結果、「汽力発電設備については、300kW未満等の要件を満たせば届出を不要とすることが適切である」旨が記載された。この報告書は、電力安全小委員会(第23回)において了承され、必要な手続きが進めることとされたため、速やかに規制を見直すべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 余剰蒸気の有効利用により、省エネルギー化・電源確保に資する。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部

6-(3)	一般電気工作物工事に従事できる者の要件の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	電気工事士法第4条第3項第1号 同法施行規則第2条の4
要望の具体的内容	<p>第一種電気工事士が一般用電気工作物(戸建住宅、小規模店舗など低圧で受電する建物の電気設備)の工事に従事するための免状の交付要件については、第二種電気工事士の場合、当該工事に必要な知識・技能は筆記試験にて確認され、実務経験が不要であることに鑑み、以下の①～③のいずれかでよい、とすべきである。</p> <p>①現状どおり、3年から5年の実務経験を要件とする。 ②当該工事に必要な知識に係る講習の受講を条件に、①の実務経験を1年間短縮する。 ③当該工事に必要な知識に係る別途試験の合格を条件に、①の実務経験を不要とする。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 一般用電気工作物(戸建住宅、小規模店舗など低圧で受電する建物の電気設備)の工事は、免状を有した第一種電気工事士および第二種電気工事士が従事できる。 この免状の交付については、第二種電気工事士の場合、筆記・技能試験合格のみが要件であるため、速やかに上記工事に従事できる。 他方、第一種電気工事士の場合、最低でも3年から5年の実務経験が必要となる。理由は、第一種電気工事士試験の出題範囲は自家用電気工作物に係ることに限られ、第二種電気工事士試験の出題範囲の「一般用電気工作物に関する器具や配線の知識、法令について必要な知識」を持っているとは判定できず、一般用電気工作物に係る電気工事の保安の確保の観点から第一種電気工事士試験に合格したことをもって第二種電気工事士免状の交付対象とすることはできないためである。</p> <p><要望理由> 第二種電気工事士の場合は実務経験がなくても上記の知識を有していることを試験によって確認できれば速やかに工事に従事できる制度であるから、第一種電気工事士の試験合格者についても、上記の知識に関する所定の講習を受講し、知識を有していることが確認できた場合は、必要な実務経験を、例えば1年短縮できるような制度とすべきである。</p> <p>あるいは、上記の知識に係る別途試験に合格すれば第二種と同様の知識レベルを判定しうるため、そのような試験を新設し、その試験に合格した場合は実務経験を不要とすべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 上記の工事に従事できる者の要件を合理化することで、電気設備の業務に係る人材の拡充を図ることができる。これにより有休人材の速やかな雇用が望め、電気工事業界の活性化に繋がる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課

6-(4)	保安業務従事者等の実務経験に関する要件緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電気事業法第43条、同法施行規則52条第2項、第52条の2第1号口の要件、第1号ハ及び第2号口の機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(経済産業省告示平成15年第249号、平成26年5月30日改正 以下告示という)第1条第2項
要望の具体的内容	電気主任技術者免状を取得している者には、信頼性が高く比較的点検が容易な簡易受電方式の受電設備について、短期間(第3種は3年、第2種は2年、第1種は1年)の実務経験を得た後に保安業務従事者(電気管理技術者を含む)として業務が行えるようにすべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 電気事業法第43条に係る外部委託制度における受託者としての要件のひとつとして求められる実務経験年数については、簡易受電方式の設備等の一定の要件を満たした自家用電気工作物の場合、第3種電気主任技術者免状取得者が4年、第2種は3年および第1種は2年となっている。</p> <p><要望理由> 平成17年の電気事業法改正以前は、財団法人電気保安協会の職員は、電気主任技術者免状を取得すれば、実務経験年数は必要なく、保安業務従事者としての業務が行えた。</p> <p>しかし、平成17年の電気事業法改正において、民間法人の電気保安業務への参入が容認された際、すべての法人の保安業務従事者について実務経験が必要(第3種電気主任技術者免状取得者が5年、第2種は4年および第1種は3年)との規制強化が行われた。</p> <p>その後、第5回電力安全小委員会において規制緩和が検討され、「いきなり2年ではなく、安全サイドに立って1年程度の短縮が可能ではないか」との審議を経て、平成26年に、告示「電気主任技術者外部委託制度における必要年数の見直しについて」が改正され、実務経験年数を1年間短縮する(第3種電気主任技術者免状取得者が4年、第2種は3年および第1種は2年)という規制緩和が行われた。</p> <p>しかし、上記のとおり、そもそも平成17年以前は実務経験が不要であったこと、第5回電力安全小委員会では2年の短縮の可能性についても言及されていること等を考慮すれば、更に1年短縮(第3種電気主任技術者免状取得者が3年、第2種は2年および第1種は1年と)すべきである。</p> <p>また、平成17年の規制強化により、保安業務従事者の急激な高齢化・人数減少が生じたため、現在も保安業務従事者が不足しており、保安レベル低下の懸念が強くあるため、平成26年の規制緩和に加えて更に緩和すべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 資格取得後の電気保安法人への就職等の門戸が広く開かれるため、保安業務従事者の減少・高齢化への歯止めとなる。ひいては電気保安業務市場において市場競争原理が働くことになる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課

6-(5)	第3種電気主任技術者の監督の範囲拡大
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	電気事業法施行規則第56条3
要望の具体的内容	第3種電気主任技術者免状取得者が監督出来る範囲を、一定の研修等を条件として、現状の電圧5万ボルト未満から電圧8万ボルト未満に緩和すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 電気事業法施行規則第56条3によると、電気主任技術者の監督範囲は、資格区分によって異なっており、第2種では17万ボルト未満、第3種では5万ボルト未満の事業用電気工作物(出力5千キロワット以上の発電所を除く)の工事、維持及び運用となっている。</p> <p><要望理由> 近年は、いわゆるメガソーラー等の5万ボルト以上の事業場に配置する電気主任技術者不足が大きな問題になっているという実態がある。電力安全小委員会(2014年3月10日開催)で審議した『第2種電気主任技術者の確保の円滑化について』によれば、その人数は需要に対して十分に足りているとある。しかし、有資格者の居住地と事業場との位置関係の問題から、実際に事業場で雇用できる有資格者の数は限られる。また、有資格者が死亡した場合等においては、経済産業省に届出などを行っていないため、有資格者数についても齟齬があると考えられる(同資料はこれらに触れていない)。</p> <p>また、電気主任技術者資格要件検討ワーキンググループ報告書(平成21年3月)によれば、「第3種電気主任技術者が保安の監督をできる電気工作物(電圧が5万ボルト未満)が、事業用電気工作物の多くを占め」との記載がある。しかし、前述のとおり、近年は5万ボルト以上の案件が増えている。</p> <p>また、近年、主遮断装置GIS(ガス絶縁開閉装置)化されたこと等により、従来よりも電気工作物の安全性が向上していることや、例えば、太陽光発電は他の回転機型発電設備とは異なり、設備構成がシンプルで運用・管理が容易であり、緊急時の安全性も高いため、例えば一定の研修等を条件として、電圧8万ボルト未満までを第3種電気主任技術者の保安監督範囲としても問題がないと考えられる。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 上記のとおり、現在の実態に即して第3種電気主任技術者免状の監督の範囲を拡大することで、第3種電気主任技術者免状所持者の有効活用・雇用の拡大に繋がる。また、副次的効果として、主任技術者としての知識レベルが向上して他の保安業務に役立てることが出来、保安レベルが向上し、需要家にも今以上に安全で適正な電気保安を提供できるようになる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課

6-(6)	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	環境影響評価法 環政評発第121130301号
要望の具体的内容	環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書手続を簡素化すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>環境影響評価法は、環境負荷を低減(温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量を削減等)させるような火力発電へのリプレースについても、一律同様の環境影響評価手続を行うことを求めている。そのため、環境負荷を低減させるような火力発電へのリプレースを迅速に進めることができない。</p> <p>環境影響評価手続の一つである配慮書手続は、事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図るものであるが、環境負荷を低減させるような火力発電のリプレースの場合、他の立地の検討が現実的ではないリプレースであることから、通常の配慮書手続を行う意義は乏しい。</p> <p>したがって、配慮書手続については配慮書を関係者に送付することで足りることとし、努力義務である意見聴取は不要とするよう、改善すべきである。意見の聴取については、リプレース前の段階から事業について住民とコミュニケーションをとっており、また、方法書手続以降においても、意見聴取が可能である。</p> <p>これにより、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。</p> <p>なお、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議中間報告」(2012年11月27日)では、「平成25年4月より施行・導入される配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る」とされているが、その具体的方策までは示されていない。また、2013年の政府回答は、「配慮書に関する迅速化の具体的方策を統一的に示すには、情報収集やある程度の事例の積み重ね及びそれらの検証が必要」としているが、事業者としては、事業を早期に進め環境負荷の低い発電設備を一日も早く運転開始し、環境改善に貢献したいと考えており、事例の積み重ねを待っている。既存の発電所を稼働し続ける必要があるため、環境改善が遅れてしまう。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省総合政策環境局環境影響評価課

6-(7)	風力・地熱発電における環境アセスメント手続き迅速化
要望の視点	1.行政手続きの簡素化
規制の根拠法令	環境影響評価法第3条。第5条、第10条～第24条、電気事業法
要望の具体的内容	<p>風力・地熱発電における環境アセスメント手続きを迅速化すべきである。その一環として、以下の見直しを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他サイトでの既存データを国でデータベース化し、過去の調査結果と重複する箇所は調査を不要とする。 ・調査結果の審査を、国及び自治体が合同若しくは並行して実施し、住民への説明、縦覧及び意見集約も並行して実施する。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 現状の環境影響評価法に則る手続きの具体的な流れは、①事業者側で方法書作成→②公告・縦覧(地域の方々の意見・行政(県・経産省・環境省)の意見)→③審査→④調査・予測・評価)→⑤準備書の提出→⑥公告・縦覧、説明会の開催(地域の方々の意見・行政(県・経産省・環境省)の意見)→⑦審査→⑧評価書の提出→⑨公告・縦覧である。</p> <p><要望理由> 上記②および⑥において、他サイトの過去の調査と重複する調査が求められる場合があり、非効率となっている。そこで、例えば、過去の調査結果をデータベース化し、行政がそれらを参酌して判断・意見できるようにし、重複調査等を回避すべきである。</p> <p>さらに、⑥の住民への説明、縦覧及び意見集約を並行して実施することや、⑦の審査を、国および自治体が合同もしくは並行して実施することも可能であると考えられるので、これらを認めるべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 調査開始から事業開始までの手続きの迅速化、行政効率の向上が図られる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省総合環境政策局環境影響調査審査室 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

6-(8)	国立・国定公園における地熱開発規制の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	自然公園法第20条、第21条、第33条 環自国発第120327001号「国立・国定公園における地熱開発の取扱いについて」
要望の具体的内容	<p>国立・国定公園における地熱開発を行う際、第2種および第3種特別地域から特別保護地区及び第1種特別地域への傾斜掘削を認めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>我が国の地熱資源の約8割が国立・国定公園内に存在しているが、自然公園法により国立・国定公園内での地熱開発は制限されている。具体的には、第2種特別地域（農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域）、第3種特別地域（通常の農林漁業活動については規制のかからない地域）、普通地域（風景の保護を図る地域）での地熱開発は、一定の条件を満たすものしか認められていない。また、特別保護地区（特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区）および第1種特別地域（現在の景観を極力保護することが必要な地域）にいたっては、全面的に禁止されている。傾斜掘削も禁止されており、その理由も明確になっていない。</p> <p>そこで、国立・国定公園における地熱開発を行う際、第2種及び第3種特別地域から特別保護地区および第1種特別地域への傾斜掘削について、特別保護地区及び第1種特別地域の地表への影響がなく、また地下水の水源の保全等に大きな悪影響を及ぼさないものに限り、個別に判断して認めることができるようにすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省自然環境局国立公園課

6-(9)	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化の推進
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)第14条、第15条 エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化対策条例等
要望の具体的内容	<p>事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条令との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)において自治体に留意を求めた、事業者負担の軽減に対する配慮や既存の法体系との整合性確保に関し、その後の各地方自治体の対応を把握するとともに、文書の様式や記載項目の統一、提出先の一元化に向け、必要な措置を講じるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。また、各地方自治体も地球環境条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。これらの文書に記載する事項は、ほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。文書の様式や記載項目を統一するとともに、提出先を一元化すれば、事業者の事務コストが大幅に縮減されるとともに、効率的な行政の実現にも資すると考える。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室 環境省地球環境局地球温暖化対策課

6-(10)	省エネ法に基づく中長期計画書作成の負担軽減
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第14条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第15条
要望の具体的内容	<p>特定事業者が毎年度、主務大臣に提出する中長期的な計画(中長期計画)において記載を求められている「Ⅱ 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」、「Ⅲ その他エネルギーの使用の合理化に関する事項」、「Ⅳ 前年度計画書との比較」について、過去に提出された中長期計画の記載を分析し、可能な限り、記述式だけでなく、選択肢式でも回答可能な様式とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>特定事業者は、毎年度、経済産業省の定めるところにしたがい、エネルギーの使用の合理化目標達成のための中長期計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。特定事業者が中長期計画を作成するにあたり、各事業所が記載する内容の確認・精査に膨大な時間を要しているため、選択肢式の届出項目を増やすことで、記入者および受領者における作業負担の軽減を図るべきである。過去、多くの事業者から届出が行われていることに鑑みれば、その内容を分析することで、自由記述部分を減らし、選択肢式の届出項目を増やすことは可能と考える。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省資源エネルギー庁

6-(11)	省エネ法に基づく定期報告対象の限定
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第15条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第17条
要望の 具体的内容	<p>特定事業者が毎年度実施している、工場等におけるエネルギー使用の状況等の主務大臣への報告について、個別の工場・事業場の報告部分の作成を不要とすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>省エネ法に基づく定期報告書においては、事業者全体に係る報告だけでなく、個別の工場・事業場に係る報告も求められている。これにより、事業部ごとにデータを管理している特定事業者においては、省エネ法に基づく定期報告書作成のために工場・事業場ごとのデータを再集計するなどの追加的な事務負担が発生している。個別の工場・事業場を報告対象としなくても、事業者全体のデータを把握していれば省エネの推進は可能であり、個別の工場・事業場については、報告対象から除外すべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省資源エネルギー庁

6-(12)	変圧器に係るトップランナー規制の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	改正省エネ法に基づく「トップランナー変圧器2014」 JISC4304:2013「配電用油入変圧器」
要望の具体的内容	<p>2014年4月以降に、従来の「トップランナー変圧器2006」から「トップランナー変圧器2014」に変更した場合について、両者の省エネ効果を比較すると、実質0.3%程度しか差がないにも関わらず、価格は約2倍(*1)となっている。効率アップに対し価格が高すぎるため、規制の見直しをお願いしたい。</p> <p>(*1) 2014年4月時点での工事委託者の標準的な見積値であり、購入時期、購入数あるいは交渉等により価格は変動しうる。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 変圧器のトップランナー判断基準が見直されたことにより、2014年4月以降は、従来のトップランナー変圧器2006(JIS C4304(2005))」に準拠した変圧器は出荷できなくなった。このため、2014年4月以降に事業者が変圧器を交換する場合は、「トップランナー変圧器2014」に準拠した変圧器を購入して交換する必要がある。</p> <p><要望理由> 政府審議会(変圧器判断基準小委員会(第1回)議事要旨)によると、「製造コストの変化につき質問があり、業界代表委員より、概ね1.5倍程度の上昇であるが、製造コストは経済状況、鋼板や銅の価格等の諸要件により流動的であり、また、現行基準策定時においては巻線にアルミニウムを使用することが一般的であったためその分のコスト上昇があった」とある。すなわち「トップランナー変圧器2006」から「トップランナー変圧器2014」へのコスト増加は1.5倍未満と見積もられた。しかし、実際には約2倍のコスト増加となっている。</p> <p>そして、従来の「トップランナー変圧器2006」から「トップランナー変圧器2014」に変更した場合の省エネ効果(変圧器の全損失の減少)が少ないことが問題である。例えば、60kVAのトランスについて、年間電気使用量を160,000kWh/年として省エネ効果を計算すると、省エネ効果の違いは、わずか0.3%程度となる(トップランナー2006全損失(0.5kW)-トップランナー2014全損失(0.444kW)=0.056kW)。</p> <p>このように、費用対効果が小さいため、例えば上記の場合、設備投資分を回収するためには少なくとも25年以上もの連続運転を要することになる。微々たる省エネのために事業者には負担がかかっているため、規制の見直しをお願いしたい。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 経費削減となり、他の省エネ機器等の投資につながる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

6-(13)	電気自動車の非接触給電装置の設置に関する許可の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	電波法第100条 電波法施行規則第45条、第46条
要望の具体的内容	電気自動車の非接触給電装置の設置に関する許可を、個別許可から型式許可にすべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>電波法では、高周波利用設備を設置する場合、原則、設置場所ごとに個別に総務大臣の許可(個別許可)を得る必要がある。ただし、設備の製造業者等が、申請により総務大臣から型式指定(型式許可)を受けた場合、その型式の高周波利用設備は個別の設置許可は不要になる。型式指定の対象となる設備は、インターホンや超音波洗浄機など10種類に限られている。</p> <p>昨今、電気自動車の非接触給電装置の実用化に向けた取り組みが進められている。電気自動車の非接触給電装置が実用化すれば、充電の利便性が向上し、電気自動車やプラグインハイブリッド車等の充電を必要とする次世代自動車の普及に向けた動きが加速されると考えられる。</p> <p>他方、電気自動車の非接触給電装置は、高周波利用設備に該当しており、設置にあたっては、総務大臣の許可が必要となるが、型式指定の対象に含まれておらず、装置ごとに個別に総務大臣の許可が必要となる。そのため、設置に関する事務負担が大きくなっている。これでは、今後、電気自動車の非接触給電装置が円滑に進まない可能性がある。</p> <p>そこで、型式指定の対象に電気自動車の非接触給電装置を加えるべきである。なお、総務省の電波有効利用の促進に関する検討会の報告書(2012年12月25日)では、非接触給電設備の設置にあたっては、個別許可ではなく、型式許可にすることが望ましいと示されている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省

6-(14)	潜熱回収型ガス給湯器のドレン排水規制の緩和
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	下水道法第2条 平成24年3月28日付「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」
要望の具体的内容	潜熱回収型ガス給湯器のドレン排水を下水道法上の「雨水」として取り扱うよう、通知等により自治体の判断を統一すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>潜熱回収型ガス給湯器(地球温暖化対策として家庭への普及が促進されている高効率給湯器)は、その構造上、ガス燃焼由来の凝縮水であるドレン排水が一定量発生する。下水道法では、生活に起因する排水は、原則、「汚水」に分類され、汚水系統の排水設備に排出することとなる。ただし、ドレン排水については、生活に起因する排水であるものの、平成24年3月28日付「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」により、水質汚濁防止法の水質基準を満たしていることなどから、「雨水」と同様の取り扱いとし、必ずしも汚水系統の排水設備へ排出する必要がないと取り扱う判断も可能になっている。</p> <p>しかし、自治体によっては、下水道法の原則に基づき、ドレン排水は汚水であるとの判断しか示されないところもある。ドレン排水を「汚水」として排出すると、「雨水」として排出する場合に比べ、配管設置等のコストが高くなる。そのため、潜熱回収型ガス給湯器の普及拡大が妨げられている。</p> <p>自治体における判断が統一されれば、汚水処理しかできないと判断していた地域でも雨水処理が可能となり、その結果、省エネルギー・環境性に優れた潜熱回収型ガス給湯器の普及拡大に寄与することができる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

6-(15)	LNG設備、石油・ガスプラント、化学プラント等の建設工事に係る詳細設計図書の提出時期の見直し
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	消防法、電気事業法、ガス事業法、高圧ガス保安法、鉱山保安法
要望の具体的内容	<p>LNG設備、石油・ガスプラントおよび化学プラント等の建設工事に係る各許可申請書には、調達品等の詳細設計図書(機器のベンダー図、強度計算書等)まで要求されているところ、詳細設計図書は完成検査の際に提出すれば足りるようにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> LNG設備、石油・ガスプラントおよび化学プラント等の建設工事に係る各許可申請書には、調達品等の詳細設計図書(機器のベンダー図、強度計算書等)まで要求されている。</p> <p><要望理由> そもそも、工事着工の判断をする上では、主要図書(建設する設備の概要がわかるもの、配置図や設備構成図等)および詳細設計図書の参考図書があればよいと思われる。例えば、ポンプなら、申請段階においては型式、容量、揚程等の情報があればよく、メーカー・型番までの詳細情報は必要ないと思われる。</p> <p>申請時は、基本設計が終了した段階でしかないので、実務においては、詳細設計図・調達品図が確定していない場合がある。このような場合に機器のベンダー図等を要求されると、短時間のうちに、詳細仕様を固め、複数のベンダーへ引合し、技術評価・価格交渉を経てベンダーを決める必要が出てくる。時間が十分でないことにより、その後仕様変更が生じたり、十分な価格交渉ができないため、高いものを買うことになる等の不具合が発生することがある。</p> <p>そこで、詳細設計図書は完成検査の際に提出すれば足りるようにしてほしい。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 上記のような不具合が解消される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	消防法:総務省消防庁・地方自治体消防本部 電気事業法・ガス事業法・高圧ガス保安法・鉱山保安法:経済産業省・都道府県知事